

**「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」
作成及び研修会開催業務委託**

プロポーザル公募要領

令和3年5月24日

岐阜県林政部県産材流通課

目 次

第1	公募の内容	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
(1)	スケジュール	
(2)	公募要領等の配布時間・場所	
(3)	公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表	
(4)	プロポーザル参加申込書の受付	
(5)	企画提案書等、書類の受付	
(6)	プロポーザル参加に際しての注意事項	
(7)	見積書作成に当たっての注意事項	
(8)	大規模木造公共施設の建築にかかる低コストマニュアル・事例集貸出について	
(9)	プロポーザル関係書類の送付先・受付場所	
第3	評価に係る事項	5
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
第4	選定に係る事項	6
1	最優秀提案者の選定	
2	複数の同得点者が生じた場合等の取扱い	
3	提案者が1者又はない場合の取扱い	
4	選定結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	6
1	契約方法	
2	契約保証金	
第6	その他	7
第7	問い合わせ先及び各種書類の提出先	7
別記	評価項目及び評価内容	8

「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託

プロポーザル公募要領

岐阜県では、「岐阜県森林づくり基本計画」及び「公共施設等における県産材利用推進方針」に基づき県産材の利用拡大を図っているが、世帯数の減少等により木材需要の多くを占める住宅の着工戸数が減少するなど、製材品需要が大きく落ち込むことが予想され、今後の県産材の利用拡大においての課題となっています。

そこで、これまでに木材利用が進んでいない非住宅建築物の木造化・木質化の推進を図るため、県内外の木造非住宅建築物の整備事例収集や、木造とRC構造やS構造とのコスト比較等の調査・検証をした上で、発注者への木造化の啓発と同時に、設計者には手引きとなる最新の技術や工法、法令改正をまとめた「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」を作成し、県内の市町村職員及び建築士等を対象とする研修会の開催に関する企画提案の参加事業者を公募します。

第1 公募の内容

1 委託業務名

「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託

2 業務内容等

別紙「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月23日（水）まで

4 委託費の上限

7,032,520円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は、選定対象外とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる民間団体等であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 県内に事務所を置いている企業若しくは法人格を有する団体（以下「民間団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付
 - ウ

- がなされている者を除く。)でないこと。
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」又は「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑨ 過去3年間、本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑪ 一級建築士の資格者を本業務に従事させることができる者であること。

2 企画提案書の作成

事業の企画について、以下の項目を「様式1」に沿って作成してください。
企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。
企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

【項目】

(1) 事業の実施方針

事業目的及び非住宅施設の木造化・木質化についての現状と課題を踏まえ、事業の実施方針を記載してください。

(2) 事業の実施計画(独創的で、具体的かつ実現性の高い企画提案を記載してください。)

- ① 全国の低コストで建築された非住宅木造施設の事例の収集、情報収集及び分析方法
- ② 県内等の設計事務所、製材加工業者等への具体的な調査、情報収集及び分析方法
- ③ ①、②の調査等を踏まえ岐阜県の実情に即した比較設計の作成計画
- ④ 低コストマニュアル・事例集の作成方法
- ⑤ 研修会の内容

(3) 事業の実施体制

- ① 実施体制
- ② 業務フロー(工程管理)

(4) 提案者の能力・経験等

- ① 本事業に類する事業の実施実績(実績がある場合に記入)
- ② 提案者及び実務担当者の過去の活動内容の概要(概要が分かる資料)

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和3年5月24日(月)～令和3年6月18日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和3年5月24日(月)～令和3年6月18日(金)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和3年5月24日(月)～令和3年6月18日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和3年5月24日(月)～令和3年6月25日(金)正午まで
⑤ プロポーザル評価会議	令和3年7月上旬(予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和3年7月中旬(予定)

(2) 公募要領等の配布時間・場所

- ① 配布日時 **令和3年5月24日(月)～令和3年6月18日(金) (閉庁日を除く)**
午前8時30分～午後5時15分まで
- ② 配布場所 岐阜県林政部 県産材流通課 消費対策係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁8階)
※公募要領等は、岐阜県県産材流通課のホームページからも入手できます。

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
令和3年5月24日(月)～令和3年6月18日(金) 午後5時15分まで
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を岐阜県県産材流通課あてに郵送、ファクス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。
岐阜県林政部 県産材流通課 消費対策係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁8階)
FAX 058-278-2705
電子メールアドレス c11545@pref.gifu.lg.jp
※提出後は後記の提出先に確認の電話をしてください。
※電子メールの件名に「【質問】令和3年度「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託について」と記し送信してください。
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ内の以下のページにて公開します。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間
令和3年5月24日(月)～令和3年6月18日(金) (閉庁日を除く)
午前8時30分～午後5時15分まで
- ② 提出書類
参加申込書(別紙2)・・・添付書類：一級建築士免許証明書の写し
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法
・企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を県産材流通課へ持参又は郵送(期限必着)により提出してください。
・受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)とします。
・郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和3年5月24日(月)～令和3年6月25日(金)(閉庁日は除く)
午前8時30分～午後5時15分まで(最終日は正午まで)

②提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式1>
別添「業務委託仕様書」を参考に提案してください。
- イ 見積書(様式任意、見積内訳書(仕様書の業務内容ごと)を含むこと)
- ウ 法人等に関する書類
 - (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式2>
 - (イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
 - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
- エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式3>
- オ 社会的課題への取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <様式4>

③提出部数

5部(正本1部、副本4部)

④提出方法

- ・課あてに持参又は郵送(期限必着)により提出してください。
- ・受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く、最終日は令和3年6月25日(金)正午まで)とします。
- ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 「「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 公募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託プロポーザル評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を県産材流通課に持参又は郵送により申し出てください。

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、受託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

（8）大規模木造公共施設の建築にかかる低コストマニュアル・事例集貸出について

- ① プロポーザル参加申込後、企画提案書の受付期間内に限り、「大規模木造公共施設の建築にかかる低コストマニュアル・事例集」の閲覧貸出請求を受付けします。閲覧貸出を希望する場合は、貸出請求書（別紙3）を岐阜県産材流通課に提出してください。
- ② 請求があった場合には、請求期間に限り報告書（添付資料は除く）の貸出を行い、請求期間内に返却をいただきます。
- ③ 貸出にあたっては、当該企画提案書の作成のためだけに使用するものとします。
- ④ なお、この冊子のデータは県庁HPに掲載されています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8921.html>

（9）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県林政部 県産材流通課 消費対策係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び研修会開催業務委託プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

ただし、企画提案者が5者以上の場合は、評価会議構成員が書面により事前に審査を行い、上位4者を評価会議対象者とします。

2 プロポーザル評価会議

① 開催時期 令和3年7月上旬

時間については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 開催場所

WEB会議（ZOOMミーティングによる）

③ 画提案の所要時間（1提案者あたり、予定）

プレゼンテーション 20分間以内
評価会議の構成員からの質疑 10分間程度

④ 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・プレゼンテーションを行う方は1提案者あたり3名までとします。
- ・プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、開催日の5日前までに、当該補足資料のデータをメールなどで提出してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

3 評価項目及び評価内容

別記「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、総評価点の高い順から順位点を付し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀（契約交渉の相手方）として選定します。

2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最優秀提案者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、順位点の合計が同点で、かつ提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 評価会議における全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じ

て内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2項に掲げる要件に該当するときは、免除します。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県林政部 県産材流通課 消費対策係

TEL 058-272-1111 (内線3015、3016)

FAX 058-278-2705

電子メールアドレス c11545@pref.gifu.lg.jp

別記 「非住宅施設の木造化にかかる低コストマニュアル・事例集」作成及び
研修会開催業務委託 評価項目及び評価内容

評価方法

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。なお、基準点は、評価会議構成員の総合評価点の合計の6割とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、・・・）
- ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀として選定する。

評価項目及び評価内容	評価点				
	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
○提案内容の有効性及び実現可能性（65点）					
①実施方針 ・業務の内容や目的を理解し、企画・独創性や地域性等の着眼点が優れているか。	15点	12点	9点	6点	3点
②実施体制 ・事業の目的を達成するために、十分な取組み体制（協力体制）を有し、委託契約期間中、事業を継続的に実施できる体制を確保しているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③業務フロー(工程管理) ・事業内容に沿って、契約期間内に実施できるスケジュールが構築されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
④実施内容 ・提案されたマニュアル・事例集作成及び研修会開催について、有効かつ効果的な実施内容となっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
⑤事業費の妥当性 ・事業費の積算は提案された内容と整合し適切なものであり、業務規模と大きくかけ離れていないか。	10点	8点	6点	4点	2点
○事業を適正かつ確実に実施する能力（35点）					
①業務能力（マニュアル・事例集作成） ・本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分に生かせることが期待できるか。	15点	12点	9点	6点	3点
②業務能力（研修会開催） ・本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分に生かせることが期待できるか。	15点	12点	9点	6点	3点
③社会的課題への取組みについて ・「仕事と家庭の両立支援」（2点）、「障害者雇用」（2点）「若者の採用・育成」（1点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点	4点	3点	2点	1点